

事業計画書

本年度は、社会福祉法人の経営組織のガバナンス強化と財務規律の強化として見直された社会福祉法の一部が改正され、本年4月1日より施行されますので必要な改正を行い、新制度に沿って着実に進んで参ります。

また、市立社会福祉センターの移転に伴い本協議会の拠点を現・保健センターに移転しますが引き続き高齢者や障がい者等誰もが利用しやすい社協を目指します。

“誰もが安心して暮らせる街づくり”の実現に向け次の事業に取り組みます。

法人運営においては、理事・監事・評議員間の連携強化に努め、一丸となった社協運営に努めます。

地域福祉事業においては、引き続き地区担当職員を配置し、地区福祉委員会活動への指導・援助を行い、策定3年目にあたる「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の検証を踏まえ見直しを図ります。

ボランティアセンター事業においては、サロン・ド・ボランティアを核としたボランティア活動の需給調整及びボランティアへの支援を行い、新規ボランティアの登録増を図ります。また、移転後もシャッピールームを引き続き設置し、誰もが参加しやすいシャッピールームを目指します。

地域包括グループにおいては、新総合事業が導入されることから、高齢者が地域で安心して生活が続けられるよう、高齢者一人ひとりの状態に応じて保健・医療・介護の福祉分野の連携を図り、さまざまな地域の資源などを統合したケアを継続的に提供できるための地域包括ケアシステムの構築にむけて事業を展開してまいります。

基幹相談グループにおいては、相談件数の増加に 대응するため相談事業所との連携を強化すると共に関係機関とも連携を図ります。障がい者が安心して暮らせる街づくりを目指し、権利擁護支援センターの周知を図ります。また、昨年度施行されました障害者差別解消法をより理解していただくために、障がいのある人もない人も共に参加できる「運動会」をボランティアセンター事業と連携しながら開催し、共に生きる社会への理解を進めます。

相談支援グループにおいては、管理者として他法人のCSWと連携し、あらゆる相談に応じ、地域支援及び要援護者支援に取り組みます。

日常生活自立支援事業・貸付事業においては、相手に寄り添った支援を図ります。

市立社会福祉センター管理運営においては、中心部から離れた場所に移転となるが引き続き高齢者・障がい者の人たちのふれあい交流事業を開催し、安心・安全に利用しやすい環境づくりに努めます。

災害に関する事業においては、要支援者の個別避難支援計画を促進し、昨年見直した災害救援マニュアルに添ったシミュレーションを実施すると共に災害ボラン

ティア事前登録者の新規参加を図ります。

市民の皆様から必要とされる社協を目指して、以下のとおり個別事業を推進して参ります。

〔1〕 法人運営関係

法人の核となる理事・評議員の連携を深め、社協組織の強化を目指し、市民に信頼される法人運営に取り組んでいく。

- | | |
|--------------|-------|
| 1. 理事会 | |
| (1) 理事会の開催 | 1 1 回 |
| (2) 三役会の開催 | 随 時 |
| (3) 担当理事会の開催 | 随 時 |
| 2. 評議員会 | |
| (1) 評議員会の開催 | 2 回 |
| 3. 研修会 | |
| (1) 理事・監事研修会 | 1 回 |
| (2) 評議員研修会 | 1 回 |
| 4. 監事による監査 | 1 回 |

〔2〕 地域福祉事業の推進

地域に暮らす誰もが安心して暮らせる街づくりをめざし、引き続き市内全地区に設置している 14 地区福祉委員会およびその支部福祉委員会への支援を行う。特に、社会的要援護者を把握し、誰もが参加できるサロン活動の普及をめざす。

また、市「第 2 次地域福祉計画」と協働策定した「第 2 次地域福祉活動計画」の中間見直し年にあたることから、市・CSW と連携して取り組んでいる「地域の暮らしを話す会」における意見聴取も含め、必要なとりまとめを市と協働で行っていく。

- | | |
|---------------------------|---------|
| 1. 連絡会等の開催 | |
| (1) 地区福祉委員会連絡会の開催 | 4 回 |
| (2) 子育てサロン実施地区連絡会の開催 | 1 回 |
| (3) 支部連絡会の開催 | 1 回 |
| (4) 地区単位での「地域の暮らしを話す会」の開催 | 各地区 1 回 |
| 2. 講習会・講座・研修会等の開催 | |
| (1) 小地域を支えるボランティア講座の開催 | 1 回 |
| (2) 子育てサロン実施地区研修会の開催 | 1 回 |
| (3) 先進地視察研修会の開催 | 1 回 |
| (4) 小地域ネットワーク活動報告集会の開催 | 1 回 |
| (5) その他、必要な研修会等の開催 | |
| 3. 助成金の交付 | |

- (1) 活動実績に応じたの地区福祉委員会活動助成金の交付
- (2) 新規子育てサロン立ち上げ助成金の交付
4. 地域福祉活動計画の中間評価・見直し
 - (1) 地域福祉活動計画推進委員会の開催
 - (2) 中間評価に必要な地域の福祉活動のとりまとめ
5. その他
 - (1) 地区（支部）福祉委員会活動の広報（社協だより、ホームページ等）
 - (2) 協力員のボランティア保険加入
 - (3) 見守り対象者ファイルの整備促進と配布
 - (4) 地域福祉活動に使用する資材等の貸し出し
 - (5) 学校における福祉教育の推進
 - (6) 他機関の実施する研修会・講習会への参加

〔3〕災害に強い街づくり事業の推進

災害対策を通じた地域のつながりづくりをめざし、地域の自主防災組織の立ち上げや防災訓練への支援を行うとともに、災害時の避難行動要支援者に対する個別避難支援計画の策定を関係機関との協力のうで促進していく。また、災害ボランティア事前登録者とともに、平時からの防災意識の高揚と発災時の迅速な対応ができる体制の構築をめざす。

1. 関係役職員を対象とした災害発生時のシミュレーションの実施 1回
2. 災害ボランティア事前登録の推進および登録者への研修の実施 2回
3. 災害時図上訓練用マップの提供および訓練の実施支援
4. 災害時避難行動要支援者に対する支援・配慮の啓発
5. 生活課題検討・調整会議の開催 随時
6. 災害発生地への職員およびボランティアの派遣
7. 他機関の開催する研修会・講習会への参加

〔4〕ボランティアセンター事業の推進

社会福祉センター移転に伴う各種事業の開催場所見直しも行いながら、市民にボランティアセンターを周知し、ボランティア活動への理解と関心を深めるために、ボランティアフェスティバルやボランティア講座などを開催する。

1. ボランティアセンター事業
 - (1) ボランティアセンター運営委員会の開催 4回
 - (2) ボランティアセンター運営委員視察研修会の開催 1回
 - (3) ボランティアセンター登録施設・団体連絡会の開催 2回
 - (4) 善意銀行のPRと年間配分計画の答申・払出し
 - (5) 市民を対象としたボランティアグループの活動に対する助成
 - (6) ひとことポストの設置と回答
 - (7) 関係機関団体などとの連携および支援

- (8) ボランティア保険の加入および請求窓口業務
- (9) 特技ボランティアの登録推進と活動紹介
- 2. サロン・ド・ボランティア推進事業
 - (1) サロン・ド・ボランティアの開催 1 2 回
(12月はサロン・ド・クリスマス開催)
 - (2) ボランティアアドバイザー連絡会の開催 1 2 回
 - (3) 新規登録施設(団体)による施設紹介の開催
 - (4) サロン・ド・ボランティア喫茶ボランティア連絡会の開催 1 回
 - (5) ボランティア研修・交流会の開催 1 回
- 3. ボランティアグループ支援事業
 - (1) 登録ボランティアグループへの助言及び情報提供
 - (2) 登録ボランティアグループ連絡会の開催 2 回
 - (3) 朗読ボランティアの活動支援
 - (4) 朗読ボランティア連絡会の開催 1 回
 - (5) 社会福祉協議会が実施する事業への協力依頼
 - (6) ボランティアグループの研修・活動のための備品および会議室の貸し出し
- 4. 広報・啓発の強化事業
 - (1) 社協だよりによるボランティアセンターの PR
 - (2) 内部情報紙『ボランティアニュース』の発行 3 回
 - (3) 広報部会の開催 随時
 - (4) ホームページの充実
 - (5) 活動写真パネルの作成と展示
 - (6) 夏のボランティア体験プログラムへの参加協力
- 5. 講座及び研修会等の開催
 - (1) 新規登録ボランティアのための「ボランティア入門講座」の開催 2 回
 - (2) ボランティア講座の開催
- 6. 居場所と交流機会の提供
 - (1) シヤッピー喫茶の運営 事務所開所中、毎日
 - (2) ほっとサロンの開催 1 1 回
- 7. 各種イベントの開催
 - (1) 社協チャリティバザーの開催
 - (2) 社協ふれあいクリスマス会の開催
 - (3) 障がい児者ふれあいボッチャ交流会及びボッチャスクールの開催
 - (4) ボランティアフェスティバルの開催

〔5〕総合相談事業の推進

身近な相談窓口として心配ごと相談所を関連団体の協力によって開設する。

1. 心配ごと相談所の開設

- | | | |
|------------------------|-------------------|----|
| (1) 開設日 | 毎週1回(月曜日・午後1時～4時) | |
| (2) 心配ごと相談所連絡会及び研修会の開催 | | 1回 |
| (3) 心配ごと相談所出張相談所の開催 | | 1回 |
| (4) 心配ごと相談所の啓発 | | |

〔6〕コミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業の推進

複雑な課題を抱えた方への支援を行うために、地区福祉委員会や民生委員児童委員、各関係機関との連携によるネットワークを構築し、地域における要援護者の発見・つなぎ・見守りの機能強化を図っていく。

また、地区担当CSWの後方支援やスーパーバイズ等を通じて、CSWの資質向上を図る。

1. 制度の狭間にある要援護者への支援・連絡調整
2. 地区福祉委員会や民生委員をはじめとした関係機関との連携による、地域におけるネットワークづくりの推進
3. スーパーバイズ会議・CSW連絡会議の開催
4. CSW管理者連絡会議の開催
5. 災害時避難行動要支援者の個別計画作成支援

〔7〕在宅福祉活動の推進

在宅の高齢者や障がい者などの人たちが安心して生活できるように地域の福祉ニーズに適應した在宅福祉活動を支援する。

1. 福祉車両及び車椅子の貸し出し
 - (1) 福祉車両及び車椅子の貸し出しPR
 - (2) 福祉車両及び車椅子の整備・点検
2. 有償協力員派遣事業の実施
 - (1) 有償協力員の派遣・調整
 - (2) 協力会員連絡会および研修会の実施
 - (3) 有償協力員運営会議の開催
 - (4) 事業周知と協力会員の養成

〔8〕地域包括支援センターグループ事業の推進

地域包括支援センター事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられることを目的に活動を行う。

高齢社会に伴い、高齢者一人ひとりの状態に応じて保健・医療・介護の各福祉分野が連携、また、さまざまな地域の資源などを統合したケアを継続的に提供できるための地域包括ケアシステムの構築に向けて事業を展開する。

1. 支援の基盤整備
 - (1) 地域ケア会議の開催
 - (2) 高齢者虐待防止ネットワークの開催
 - (3) 在宅介護支援センターや地域関係機関との連携した活動

- (4) 地域包括支援センターの広報
- 2. 総合相談・権利擁護業務
 - (1) 高齢者の総合相談
 - (2) 成年後見制度の活用支援
 - (3) 高齢者虐待への対応・防止活動
 - (4) 消費者被害防止活動
- 3. 包括的・継続的ケアマネジメント業務
 - (1) 介護支援専門員に対する個別支援および体制構築
 - (2) サービス担当者会議開催支援
 - (3) 事業者向け研修の開催
 - (4) 多職種連携事業
- 4. 介護予防マネジメント業務
 - (1) 要支援者・事業対象者に対する介護予防ケアプラン作成
 - (2) ケアプランに対するモニタリング・評価
 - (3) 給付管理業務
 - (4) 居宅介護支援事業者との連携
 - (5) 介護予防推進活動
- 5. 認知症総合支援事業
 - (1) 認知症サポーター養成
 - (2) 認知症キャラバンメイトの情報共有や連絡会議の開催
 - (3) 認知症ケアパスの充実と活用
 - (4) 徘徊 SOS ネットワーク事業
 - (5) 認知症カフェ開催
 - (6) 初期集中支援チーム事業
- 6. 介護支援サポーター支援事業
 - (1) 介護支援サポーター研修
 - (2) 介護支援サポーター交流会

〔9〕基幹相談支援センターグループ事業の推進

基幹相談支援センターでは、障がい者（児）とその家族が、地域で安心して暮らすとともに、保健、医療、福祉、教育等の多様な社会資源と連携し対応する相談窓口の機能を目的に活動する。

また、障がい者（児）相談支援体制の中核的な機能を活かし、平成 28 年度から施行された「障害者差別解消法」の合理的配慮を含む障がい理解の啓発を広く進める。

- 1. 基幹相談支援センター業務
 - (1) 障がい者の総合相談とスクリーニング
 - (2) 相談支援事業所に対する支援
 - (3) 計画相談支援の推進（サービス等利用計画の評価）

- (4) 障がい者の地域移行・地域定着をすすめるための体制整備
 - (5) 当事者が障がい者等の相談支援を行うピアカウンセリングの推進
 - (6) 自立支援協議会の運営（事務局・部会運営）
 - (7) 事業所連絡会のコーディネート
 - (8) 基幹相談支援センターの周知のための取り組み
 - (9) 障害者差別解消法の啓発のための取り組み
- 2. 障がい者虐待防止センター業務
 - (1) 障がい者虐待の通報受理
 - (2) 障がい者虐待への対応・防止活動
 - (3) 障がい者虐待防止のための広報・啓発活動
 - 3. 権利擁護支援センター業務
 - (1) 成年後見制度の利用支援
 - (2) 市民後見人の養成及び活動支援
 - (3) 法人後見の運用
 - 4. 障害支援区分認定調査業務
 - (1) 障害支援区分認定調査の実施

〔10〕 広報宣伝活動の推進と備品の貸し出し

社協事業や地域福祉についての理解を深めるため、社会的課題やその解決に取り組む活動を周知し、必要な人に必要な情報が届くよう的確な情報提供を行う。また市民の福祉活動の充実のため備品の貸し出しを行う。

- 1. 広報紙『社協だより』の発行と配布 年6回
- 2. 社協ホームページによる福祉情報の発信
- 3. 福祉啓発 DVD 等の貸し出し
- 4. 社協備品の貸し出し
- 5. その他、社会福祉に関する情報の提供

〔11〕 日常生活自立支援事業の推進

判断能力の十分でない高齢者や障がい者の生活にかかわる相談に応じたり、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援を通じて、日常生活のサポートを行い要援護者の自立を支援する。

〔12〕 社会福祉協議会会員組織の充実と自主財源の強化

市民の地域福祉活動に対する理解と認識をより一層深め、『社協会員』の継続加入と新規加入を促進し、自主財源の確保を図る。

〔13〕 共同募金事業の推進

地域福祉活動を支えるとともに助け合いの精神を伝える募金活動を推進する。

- 1. 共同募金の周知、依頼、受付、報告

2. 街頭募金の実施

〔14〕 低所得世帯への支援

低所得世帯の自立を支援する目的で大阪府社協の実施する『大阪府生活福祉資金』等の貸付業務を、市の生活困窮者自立相談支援事業と連携しながら実施する。

1. 貸付業務（申請受付）の実施
2. 自立相談支援事業担当者や社会貢献支援員等、関係機関との連携

〔15〕 民生委員児童委員協議会との連携

泉佐野市民児協では、住民の立場に立った「寄り添う」身近な相談・支援活動を行っている。また従前より、高齢者や障がい者、子育て世帯や子どもの見守り活動、さらには災害に備えたまちづくりに取り組むなど、地域福祉の推進に努めている。引き続き、民生委員児童委員協議会と協働による地域福祉の向上を推進する。

〔16〕 市立社会福祉センターの管理運営

地域福祉を推進する活動拠点として、また住民の福祉推進の場である当センターの管理運営は、泉佐野市から当社協が受託して12年目を迎える。10月に予定されている施設移転後も同様、市民に親しまれる“福祉センター”となれるよう次の項目に留意して運営を推進する。

1. 市民の誰もが気軽に集え、安全に利用しやすい環境づくりに努める。
2. 効果的・効率的に施設の維持管理をするとともに、経費の節減に努める。
3. 職員と利用者が協働して、人権と防災意識の高揚に努める。
4. 高齢者・障がい者の交流機会づくりに努める。